

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
札幌コンテンツ特区	474	◆道路交通法の特例 (撮影に係る道路(高速道路含む)使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	<p><撮影許可手続きの一部委譲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影のための道路使用許可申請において、管轄警察署長が行う審査(道路管理者との事前協議含む。)を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を管轄警察署長が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <p><道路使用許可基準見直し></p> <p>撮影規模と道路交通への影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を管轄警察署長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を管轄警察署長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。 	◆道路交通法の特例 (撮影に係る道路(高速道路含む)使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	警察庁 交通規制課	道路交通法第77条	D	—	—	<p>実務者レベル打合せにおいて、道路使用許可申請に係る提案内容については、「[Film Sapporo]が各ロケーションの受付窓口として警察署に説明する際のポイント、着眼点について、知見を共有したい。」となったものと認識しております。こうした御提案であれば、警察庁としても積極的に支援できる内容であると考えています。</p>		d	<p>現行制度で対応可能とご回答をいただきましたが、実際の道路使用許可に当たって、窓口によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも許可申請の審査基準が明確とはいえず、また映像制作事業者の要望に即時に対応できるほど許可手続きが迅速化されてはなりません。このため、現行制度と許認可を受ける側の認識とのすり合わせが必要と思われる。</p> <p>ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続きの迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る道路使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	ロケーションに係る道路使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細かつ個別具体的な協議が必要。	II	
札幌コンテンツ特区	475	◆国有財産法の特例 (撮影に係る国有財産使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	<p><撮影許可手続きの一部委譲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影のための国有財産使用許可申請において、各省各庁の長が行う審査(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を各省各庁の長が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <p><国有財産使用許可基準見直し></p> <p>撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を関係省庁の長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を関係省庁の長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。 	◆国有財産法の特例 (撮影に係る国有財産使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	財務省 国有財産調整課	国有財産法第5条、第18条	D	—	—	<p>国有財産の使用許可については、法律上、その本来の目的や用途を妨げない限度において認められているものであり、その判断については国の事務、事業に支障の生じるおそれがないか、財産の管理上支障が生じる恐れがないか、公共性、公益性に反しないかなどを考慮して行っている。</p> <p>これらの基準は国有財産の本来の目的や用途を妨げない限度を判断する上で必要最小限のものであり、また、これらの判断については当該財産の現状等を把握している管理機関が行うことが不可欠であるが、札幌市が申請者の代わりに各管理機関に事前相談等を行うことは現行制度でも可能であり、これにより札幌市の提案の趣旨である申請者の手続き負担の軽減が実現できると考える。</p>		d	<p>現行制度で対応可能とご回答をいただきましたが、各国有財産の使用許可申請を円滑に行い、申請に係る負担を軽減するためには、各国有財産の管理機関において、許可申請の審査基準や許可申請書の共通化等について足並みをそろえていただく必要があり、こうした事項について各施設管理者と円滑に協議を行うためには、財務省の適切な関与が不可欠と考えております。</p> <p>ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続きの迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る国有財産使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	札幌市は各国有財産管理機関と個別具体的な調整を行う必要。各国有財産管理機関の対応を統一するためには財務省の適切な関与が必要。なお、申請書の共通化については、引き続き、関係省庁を交えて協議する必要。	II	
札幌コンテンツ特区	476	◆河川法の特例 (撮影に係る河川占用、工作物設置に係る許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	<p><撮影許可手続きの一部委譲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影のための河川占用等許可申請において、各河川管理者が行う審査(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を各河川管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <p><河川占用等許可基準見直し></p> <p>撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を関係省庁の長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を関係省庁の長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。 	◆河川法の特例 (撮影に係る河川占用、工作物設置に係る許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	国土交通省 国土保全局水政課 河川環境課、北海道局水政課	河川法第23条・第24条・第25条・第26条	D	—	—	<p>〇「許認可までに時間を要する」との認識について</p> <p>映画のロケ等の一時的な占用の場合には、河川管理者への届け出等、通常の手続きよりも簡便な方法によって、処理期間を短縮することも可能なため、現場の事務所等に相談頂きたい。</p> <p>〇許認可手続きについて規制緩和、権限委譲により札幌市長が一元的に取り扱うことができるようにする」との提案について</p> <p>北海道開発局や札幌市等が中心となって受付窓口を一元化すれば、申請手続きが効率化する可能性はあると思われるが、申請内容の審査については、河川の知見を有し、河川管理の情報等に精通している、他の利害関係人や河川工事の調整等、現場の実態を知悉している河川管理者が担うべきであり、また、その方が効率的と考える。</p> <p>上記の受付窓口の一元化・効率化については、必要な場合には、積極的に協力してまいります。</p> <p>これらのことは、実務者レベル打ち合わせにおいても説明し、提案者側からも、河川関係で特に支障になっている事例はないとお聞きしたところ。</p>		d	<p>現行制度で対応可能とご回答について、北海道開発局や札幌市等が中心となって受付窓口を一元化すれば、申請手続きが効率化する可能性はあると思われるのご回答もいただいております。許可申請に係る負担を軽減し、映像制作事業者の要望に即時に対応できるような、申請手続きの効率化の検討についてご協力いただきたいと思います。今後北海道開発局と札幌市等が円滑に協議を行っていくにあたっては、国土交通省本省にも適切にご関与いただく必要があると考えております。</p> <p>ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続きの迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る河川占用・工作物設置許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	ロケーションに係る河川占用・工作物設置許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細かつ個別具体的な協議が必要。	II	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
札幌コンテンツ特区	474	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化① ◆道路交通法の特例 (撮影に係る道路(高速道路含む)使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	D	-	-	実務者レベル打合せ(5月18日)において、改めて現行制度で対応することを確認したところです。今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いたします。	a	5月18日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願いたします。	D	指定自治体は、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と協議すること。警察庁は必要に応じて協議に協力すること。	II
札幌コンテンツ特区	475	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化② ◆国有財産法の特例 (撮影に係る国有財産使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	D	-	-	国有財産の使用許可に関しては「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」において、使用許可ができる場合の基準や使用許可申請書、使用許可書の書式等が示されているが、それについて周知徹底するなど内容を事務連絡を発出する方向で、今後、札幌市と調整・検討を行うこととしたい。	a	国有財産の使用許可に係る基準等について周知徹底いただけますことを深く感謝いたします。今後、周知に係る文案等の調整につきましてよろしくお願いたします。また、国有財産の使用基準について各施設管理者と札幌市との間に疑義が生じた場合には適切なご対応をよろしくお願いたします。	D	財務省が発出することとしている国有財産の使用に係る基準等の周知徹底等に係る事務連絡の文案については、早期に財務省と指定自治体において調整すること。指定自治体が国有財産の使用に係る調整を各施設管理者と行う際は、財務省は必要に応じて協力すること。	II
札幌コンテンツ特区	476	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化③ ◆河川法の特例 (撮影に係る河川占用、工作物設置に係る許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	D	-	-	平成24年4月19日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく、映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう、許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方、手続の効率化、河川の現在の状況の把握、連絡体制の整備等について一般的に河川管理者と協議し、河川占用に関する知見の事例を蓄積したいとのことであった。これについては、北海道開発局と札幌市が、平素から提案内容の詳細について協議・調整するとともに、個別具体の占用協議等の事例を蓄積することで対応可能である。なお、上記協議・調整において確認されたい事項等があれば、本省においても必要に応じ、北海道開発局から相談を受けることも可能である。	a	4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と河川占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けた協議を開始したところであり、今後、運用等のすり合わせを行い、許可基準の文書化や手続の迅速化などについて、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議・調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましては適切なご対応をよろしくお願いたします。	D	指定自治体は、撮影に係る河川占用等に係る許可基準の文書化や手続の迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道開発局と個別具体的な協議を行うこと。国土交通省本省は必要に応じて協議に協力すること。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
札幌コンテンツ特区	477	◆ 出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	<映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続の緩和> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆ 出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和) 【札幌市・札幌コンテンツ特区】 ○札幌でロケをする映像製作者の在留の際の「興行」の日本人との同等報酬要件の緩和	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	—	—	実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただいてから検討することとしたい。 ○「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望しているが、同等報酬要件が障害となって外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にどのような事案であったのかお示しいただきたい。 ○同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいか、お示しいただきたい。 ○同等報酬要件を引き下げた場合、我が国での生活、帰国費用をどのように確保するのか		d	外国の映像製作会社に雇用されて本邦内で映像撮影を行う者の在留資格について出先機関に照会したところ、当該在留資格は「短期滞在」ではないかとご回答を頂きました。また、「興行」の在留資格に付された資金要件を外国の映像製作会社に雇用されて本邦内で映像撮影を行う者についてどのように評価するのについては、上述の通り出先機関から知見が得られなかったことから、当該評価基準についてご教示願います。 また、映像制作に係る外国からの労働者は外国企業から日本での生活費や帰国費を含めて資金が支払われるのが通例です。 本提案では、その当該人物の身元確認や本邦内での活動内容、滞在条件等に関してFilm Sapporoとリエゾンオフィサーが責任を持つことを提案しており、その条件において「興行」の在留許可を遅滞無く発行していただけるのであればそのようにお願いいたします。 従来、整理番号478の「行政書士法の特例」で要望しておりました在留資格認定証明書の交付申請手続の代理に関する規制緩和につきましては、出入国管理及び難民認定法第7条の2第2項に基づき、同施行規則第6条の2第4項及び別表第4で定める代理人としてリエゾンオフィサーを認める特例の設置をお願いいたします。本件につきましては、正規の手続きを踏んで申請書の記載を修正することとし、貴省にご検討いただければと存じます。(総務省にも引き続き検討を依頼しております。) また、以上の提案については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	ロケーションに係る在留資格については、法務省の主張と地方入国管理局の運用に齟齬がある。事実確認を行った上で、札幌市の提案趣旨である円滑な外国人映像撮影者の受け入れが実現可能か、引き続き協議する必要がある。	III
札幌コンテンツ特区	477	◆ 出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	<映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続の緩和> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆ 出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国及び難民認定法	Z	—	—	自治体は出入国管理法の特例(外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)を提案しているが、実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では提案について検討困難であることから、自治体からの御回答をいただきたい。 ○「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望しているが、同等報酬要件が障害となって外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にどのような事案であったのかお示しいただきたい。 ○同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいか、お示しいただきたい。 ○同等報酬要件を引き下げた場合、日本での生活費、帰国費用をどのように確保するのか、お示しいただきたい。		d	映像制作に係る外国からの労働者は外国企業から日本での生活費や帰国費を含めて資金が支払われるのが通例であり、日本人の雇用を圧迫せず、むしろこういった撮影の受入によって映像産業をはじめ宿泊や飲食など国内の労働需要、ビジネス需要が喚起されることになり、労働需給の観点からすれば歓迎されるものと考えます。 本件については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	厚生労働省は必要があれば対応。	III
札幌コンテンツ特区	478	◆ 行政書士法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和)	<行政書士資格の緩和> 映像制作のために入国する外国人が査証取得手続きや在留期間更新手続きの際に代理者が必要となり、その代理者を特区一元化窓口(札幌市長)から委託を受け、一定の研修を受けた民間人(有償ガイド)が代行できるような緩和を。 また、この有償ガイドは、査証取得手続きのほか、道路使用許可、占用許可、国有財産使用許可などの撮影許可に係る申請手続きを代行する。	◆ 行政書士法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和)	総務省自治行政局行政課	行政書士法第1条の2	E	—	—	札幌市は、実務者レベル打ち合わせの場にて、①特例により有償ガイドが作成することができる書類の範囲は、撮影に関係する8種類程度の申請書等に限定すること、②申請書様式が共通様式に統一されることを前提としていること、③有償ガイドの専門性を担保するための研修の内容については検討中としている。 しかし、行政書士の業務は官公署に提出する書類の作成や権利義務に関する書類の作成など、依頼者の権利義務に深く関係することから、国家資格として業務独占となっているところであり、一定の研修を受けた者が国家資格である行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではないと考えます。必要があれば、撮影者又は撮影に同行している有償ガイドが、有資格者である行政書士に書類の作成、提出手続を依頼することにより対応可能と考える。		c	ご回答の後段につきまして、今回要望している内容は、官公署に提出する書類の作成に係るものであると理解しております。また、依頼者である映像制作事業者の利益を守るために必要な取組は行ってまいります。総合特別区域法令において規制の特例を措置する場合には、必要な担保措置についても併せて規定するものと伺っており、依頼者の利益を保護するために必要な担保措置を規定していただくことが可能と考えております。また、同法第19条によれば、行政書士が行う業務独占の適用除外規定があるものと考えており、このような考え方を本件にも適用していただくご検討をお願いいたします。 実務者協議の場でご説明したとおり、申請書に添付するためのロケ現場図面や機材配置場所などの書類作成は、現在も行政書士は手掛けていると思われ、ロケ現場に精通したリエゾンオフィサー(当初提案では有償ガイド)が作成しなければ円滑に対応することができないと考えられます。行政書士に依頼した場合、こうした書類の作成についてはリエゾンオフィサーが作成できるかが問題となります。 本提案と関連する事項として、ロケーションに係る各省所管の許認可申請書を共通化するものを新規事項として提案することとしており、申請書の共通化がなされた際は、当該申請書の作成について行政書士以外の者であるリエゾンオフィサーが行うことについてご検討をお願いいたします。なお、現時点で許認可申請書の共通化の対象として想定しているものは、撮影行為に係る道路使用許可申請書、道路占用許可申請書、特殊車両通行許可申請書、国有財産の使用許可申請書、河川占用及び工作物設置許可申請書、港湾使用許可申請書、自然公園(国立・国定公園)使用許可申請書です。このほか、撮影に係る火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄に係る申請書、在留資格認定証明書の交付申請書、地方公共団体所有財産使用許可等の申請書作成もリエゾンオフィサーが行うことができるようご検討いただきたいと思います。 また、外国からの撮影クルーの査証取得申請手続の代行につきましては、出入国管理及び難民認定法の関係でもあるとのご指摘を踏まえ、本件については行政書士法及び出入国管理及び難民認定法関連事項として、正規の手続きを踏んで提案内容を修正いたします。貴省におかれましては行政書士法所管の観点から許容性について引き続きご検討をお願いいたします。(法務省にも検討を依頼しております。) また、以上のご提案については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	総合特区において規制の特例措置を講じる場合には、各法の規制目的を損なうことのないように、必要に応じて適切な代替措置を併せて、規制の特例措置を法令に規定することとされている。総務省は、札幌市が提案する特例措置について、依頼者である映像制作事業者の利益を保護するための担保措置が想定し得ないのか検討する必要がある。 また、総務省による必要があれば有資格者である行政書士に書類の作成、提出手続きを依頼することにより対応可能との指摘に対しては、札幌市より、ロケ現場に精通したリエゾンオフィサーでなければ書類の作成を円滑に行うことができないと回答しており、どのように行政書士を活用すれば行政に関する手続の円滑な実施が図られるのか、総務省から見解を示す必要。 なお、在留資格認定証明書の交付申請の代行については、入管法に関する要請でもあり、担当省庁の追加が必要。	III
札幌コンテンツ特区	479	◆ 道路法の特例 (撮影に係る道路占用許可権限の一部委譲)	<道路占用許可手続の一部委譲> 撮影のための道路占用許可申請において、札幌市長以外の道路管理者が行う審査手続(管轄警察署長との事前協議含む。)を札幌市長に委譲(經由し、札幌市長の審査を通過した案件を道路管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネーター会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※7人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を各道路管理者は直ちに許可する。	◆ 道路法の特例 (撮影に係る道路占用許可権限の一部委譲)	国土交通省道路局道路利用調整室	道路法第32条及び第33条	E D	—	—	道路占用許可権限の委譲はできないが、実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、占用許可を円滑に取得することであったが、道路管理者と希望者と事前に道路の構造又は交通への支障の有無について調整しておくことで対応可能である。		d	現行制度で対応可能とご回答をいただきましたが、実際の撮影許認可の現場では、窓口によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも許可申請の審査基準が明確とはいいがたく、また映像制作事業者の要望に即時に対応できるほど許可手続が迅速化されてはいません。このため、現行制度と許認可を受ける側の認識とのすり合わせが必要と思われます。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る道路占用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	ロケーションに係る道路占用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細な個別具体的な協議が必要。	II

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
札幌コンテンツ特区	477	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化① ◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)		F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動するには必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	貴省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	F	札幌市は法務省に対して外国のロケ隊の在留状況等の情報提供を引き続き行い、法務省は外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理すること。札幌市は、法務省から提示された内容を踏まえ、外国のロケ隊の円滑な受け入れが可能であるか再度検討を行うこと。	II
札幌コンテンツ特区	477	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化① ◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)		F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動するには必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした特別の手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	法務省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	F	厚生労働省は、札幌市と法務省が行う協議に必要な応じて協力すること。	II
札幌コンテンツ特区	478	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化② ◆行政書士法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和)		E	—	—	札幌市は、実務者レベル打ち合わせの場にて、①特例によりリエゾン・オフィサー(有償ガイド)が作成することができる書類の範囲は、撮影に係る8種類程度の申請書等に限定すること、②申請書様式が共通様式に統一されることを前提としていること、③リエゾン・オフィサー(有償ガイド)の専門性を担保するための研修の内容については検討中としている。 しかし、行政書士の業務は官公署に提出する書類の作成や権利義務に関する書類の作成など、依頼者の権利義務に深く関係することから、国家資格として業務独占となっているところであり、一定の研修を受けた者が国家資格である行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではないと考える。 また、本提案については、行政書士法の特例を設けることによる、手続きに要する時間の短縮効果が明らかでない、申請書様式の統一化が図られれば、撮影者又は撮影に同行しているリエゾン・オフィサー(有償ガイド)が、有資格者である行政書士と緊密に連携することによって、書類の作成、提出手続に要する時間の短縮化を実現することは可能と考えられ、あえて特例を設けなくても、提案の趣旨は達成できるものと考えられる。	c	・国家資格として業務独占となっており、一定の研修を受けた者が行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではないとの見解につきましては、行政書士法第19条に、業務独占の適用除外規定があるものと考え、このような考え方を本件にも適用していただきたくご検討をお願いいたします。また、依頼者の権利義務に十分配慮のうえ、同業務を行うために必要な研修カリキュラムについては、地元行政書士の知見をいただきながら構築したいと考えております。 ・撮影に係る道路使用許可、占用許可等の手続きについては行政書士が持ち合わせていない知見をリエゾンオフィサーが有しており、これら申請書類の作成において行政書士を介する場合、リエゾンオフィサーから行政書士への状況説明、行政書士作成書類の確認・修正等の作業が加わり、リエゾンオフィサーが直接申請を行う場合に比して時間を要することとなり、時間短縮に逆行するものと考えます。 ・リエゾンオフィサーが行うことができる撮影許可に係る申請代理業務の特例については、札幌コンテンツ特区の区域の範囲内において、札幌市と地元行政書士会が合意のできた対象業務に限定して取り扱うことで推進させていただきたいと考えております。今後、具体的な特例措置の決定内容について、地元行政書士会にご了解をいただけることを前提に協議を進めてまいりますので、貴省におかれましても本特例の実現に向けたご協力をお願いいたします。 ・なお、本特区における行政書士法の特例に係る対象業務としては、撮影に関する「道路使用許可」、「道路占用許可」、「河川占用及び工作物設置許可」、「港湾使用許可」、「火薬類使用許可」、「火薬類運搬証明書」、「国有財産使用許可」、「道有財産使用許可」、「市有財産使用許可」、「国立公園使用許可」、「国定公園使用許可」、「道立自然公園使用許可」に限定しているところです。	E	札幌市は北海道行政書士会との調整を継続し、合意が得られた段階で総務省と協議を再開すること。札幌市は総務省の指摘事項に対して適切に回答しており、総務省は札幌市の回答を踏まえて誠実に対応すること。	III
札幌コンテンツ特区	479	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化① ◆道路法の特例 (撮影に係る道路占用許可権限の一部委譲)		D	—	—	平成24年4月18日開催の実務者レベル打ち合わせにおいて札幌市が要望していた内容は、個別の占用許可申請に際して事前相談を行うだけでなく、映画ロケに際して円滑な占用許可が得られるよう、許可が必要となる物件及び場合、撮影の実情に応じた許可申請の仕方等について一般的に道路管理者と協議し、道路占用に関する知見を蓄積したいとのことであった。 これについては、札幌市内の直轄国道を管理する北海道開発局と平素から協議・調整して、ノウハウを蓄積することで対応可能である。 また、道路管理者との間で文書化するなどにより、占用許可申請に係るノウハウを札幌市と映像作成会社との間で共有できるようにすることも可能である。 なお、提案事項名に記載の「撮影に係る道路占用許可権限の一部移譲」については対応できないが、自治体側も要望していないと認識している。	a	4月18日の実務者レベル協議を踏まえ、現在、北海道開発局の担当部署と道路占用に関する知見の事例蓄積や許可手続の迅速化に向けた協議を開始したところであり、今後、運用等のすり合わせを行い、許可基準の文書化や手続の迅速化などについて、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議・調整に係る確認事項等につきましては、貴省におかれましても適切なご対応をよろしくお願いたします。また、「撮影に係る道路占用許可権限の一部移譲」については、上記の協議が調えば不要と考えております。	D	指定自治体は、撮影に係る道路占用に係る許可基準の文書化や手続の迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道開発局と個別具体的な協議を行うこと。国土交通省本省は必要に応じて協議に協力すること。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
札幌コンテンツ特区	480	撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲)	<p><特殊車両通行許可手続きの一部委譲> 撮影のための特殊車両通行許可申請において、札幌市長以外の道路管理者が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を道路管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を各道路管理者は直ちに許可する。</p>	<p>撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲)</p> <p>◆道路法の特例(撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲)</p>	国土交通省道路局道路交通管理課	道路法第47条の2	D	-	-	自治体が提案する特殊車両通行許可申請の窓口の一元化について、実務者レベル打合せにおいてご説明したとおり、道路法第47条の2第2項により、道路管理者を異にする2以上の道路に係る特殊車両通行許可申請については窓口の一元化が規定されており、申請経路に札幌市道を含む場合は札幌市の道路管理者が一元的に申請窓口となることができ、現行の法令で実施可能。		d	<p>現行制度で対応可能とご回答をいただきましたが、実際の特殊車両通行許可に当たっては、道路管理者によって異なる見解や指示がなされるなど、必ずしも道路管理者間で運用が統一されているとは言えない状況です。場合によっては、各道路管理者に念のため許可申請を行うよう指示されることもございます。このため、ロケーションに係る特殊車両通行許可については、許可申請の審査基準や迅速な許可処分を行うための運用方針の策定により、さらに統一的な運用を徹底することが必要と考えております。</p> <p>ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る特殊車両通行許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行って頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	ロケーションに係る特殊車両通行許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細かつ個別具体的な協議が必要。	II	
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲)	<p><火薬類使用許可手続きの一部委譲> ・撮影のための火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請において都道府県知事が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を都道府県知事が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・消費について、特別に隔離され、消火環境が整った特定の場所での許可申請については、要件の緩和若しくは届出制への移行を提案する。 ・撮影のための火薬類の運搬に係る都道府県公安委員会への届出は、札幌市長が行い、札幌市長が火薬類取締法第19条に基づき、運搬証明書を交付する。 ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を都道府県知事は直ちに許可する。</p>	<p>撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p> <p>◆火薬類取締法の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p>	経済産業省原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法第17条第1項、第19条第1項、第2項、第3項、第24条第1項、第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条第2項	D			北海道から札幌市への権限委譲については、現行法においても対応できるため、自治体間で調整の上、委譲していただきたい。		d	<p>ご指摘いただいた安全性確保の方法については、札幌市内の市外化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、当該エリアでの火薬消費については、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離などの安全性に留意しつつ実施することを念頭に、詳細を今後検討させていただきたいと思っております。その際、貴省が有する火薬消費基準に関する知見を共有させていただければ幸いです。</p> <p>また、円滑な許可手続きの実現に関しては、都道府県知事が公安委員会に意見聴取しなければならぬ制度のため、現状申請受理から許可までに2~3週間を要しており、例えば権限が市町村に委譲されても、公安委員会への意見聴取が同様に必要なことであれば、本件に関する迅速な対応は困難となります。</p> <p>よって上記に関し、安全性確保の観点、また許可手続きに関して、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行っていただきたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	権限の委譲については、札幌市は北海道と協議が必要。	II	
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)	<p><火薬類使用許可手続きの一部委譲> ・撮影のための火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請において都道府県知事が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を都道府県知事が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・消費について、特別に隔離され、消火環境が整った特定の場所での許可申請については、要件の緩和若しくは届出制への移行を提案する。 ・撮影のための火薬類の運搬に係る都道府県公安委員会への届出は、札幌市長が行い、札幌市長が火薬類取締法第19条に基づき、運搬証明書を交付する。 ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を都道府県知事は直ちに許可する。</p>	<p>撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p> <p>◆火薬類取締法の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p>	経済産業省原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法第17条第1項、第19条第1項、第2項、第3項、第24条第1項、第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条第2項	C		<p>自治体が提案する火薬類の消費に係る許可の緩和とは、決められた区域内において、研修を受けた有償ガイドや消防署員が立ち会うことによる火薬類の無許可消費数量の引き上げであった。</p> <p>しかし、決められた区域内であっても、民家や一般市民だけでなく、現場で火薬類を取り扱う者の安全を確保することは必要であり、かつ、火薬類の取扱いに係る技術レベル等が不明である有償ガイドや消防署員が立ち会うことにより安全が確保できるとする根拠が不明である。</p> <p>このため本提案については、現行の火薬類取締法が適切に執行されるという前提の下、北海道から札幌市へ火薬類の消費許可に係る権限委譲を行った上で、円滑に許可手続きが進められるような法市において検討していただきたい。</p> <p>なお、実務者打ち合わせの場においても、本提案は安全性を確保する方法が明確でないため、再度検討する必要があることが確認されたところ。</p>		d	<p>ご指摘いただいた安全性確保の方法については、札幌市内の市外化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、当該エリアでの火薬消費については、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離などの安全性に留意しつつ実施することを念頭に、詳細を今後検討させていただきたいと思っております。その際、貴省が有する火薬消費基準に関する知見を共有させていただければ幸いです。</p> <p>また、円滑な許可手続きの実現に関しては、都道府県知事が公安委員会に意見聴取しなければならぬ制度のため、現状申請受理から許可までに2~3週間を要しており、例えば権限が市町村に委譲されても、公安委員会への意見聴取が同様に必要なことであれば、本件に関する迅速な対応は困難となります。</p> <p>よって上記に関し、安全性確保の観点、また許可手続きに関して、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行っていただきたいと思います。また、個別具体的な内容の調整につきましては、関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。</p>	火薬の消費の許可手続の円滑化については、札幌市は、火薬の使用に係る安全確保について精査し、北海道及び北海道公安委員会と協議、当該協議にあたっては、制度を所管する経済産業省の適切な関与が必要。	II		
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)	<p><火薬類使用許可手続きの一部委譲> ・撮影のための火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請において都道府県知事が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を都道府県知事が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・消費について、特別に隔離され、消火環境が整った特定の場所での許可申請については、要件の緩和若しくは届出制への移行を提案する。 ・撮影のための火薬類の運搬に係る都道府県公安委員会への届出は、札幌市長が行い、札幌市長が火薬類取締法第19条に基づき、運搬証明書を交付する。 ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を都道府県知事は直ちに許可する。</p>	<p>撮影等映像制作に係る許認可権限の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p> <p>◆火薬類取締法の特例(撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)</p>	警察庁保安課	火薬類取締法第19条	E	-		<p>当庁の意見に対する札幌市からの回答によれば、火薬類の運搬に係るロケ誘致の一元窓口である「Film Sapporo」が運搬計画の策定及び運搬開始前の事故防止措置に関する「審査」を行うとのことである。</p> <p>一方、火薬類の運搬に関する届出先については、昭和35年の火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)の一部改正により、都道府県知事から都道府県公安委員会へ移った経緯があるが、その趣旨は、火薬類による事故が頻発していた情勢に鑑み、警察が、運搬の方法、火薬類の積載方法や道路における祭礼等により雑踏が発生するおそれがある場合にその付近の道路を通行して火薬類を運搬することの危険性、その他火薬類の運搬による交通上の支障等を考慮し、実際に運搬が開始される前の段階で、火薬類による災害の防止等のために必要な指示を行い、当該指示の内容を記載した運搬証明書を交付することにより火薬類の運搬に係る災害の防止及び公共の安全を維持することにある。したがって、火薬類による災害の防止及び公共の安全の維持のために必要な情報(祭礼等による雑踏の発生の可能性の有無及びその程度等)収集能力、火薬類に関する知見、運搬に係る車両や道路状況に関する知見等を有することが確実に担保されるのであれば、札幌市ないし「Film Sapporo」に運搬証明書交付や運搬に係る必要な指示を行う権限を委譲することも検討され得るが、このような能力や知見は、管轄警察署が有していることは当然である一方で、これまでの札幌市の御説明では、札幌市ないし「Film Sapporo」がこのような能力や知見を有していることが担保されていることは明らかになっておらず、よって、権限を委譲することは困難である。</p> <p>また、法第45条の2は、火薬類による災害の発生を防止するため警察官が火薬類を運搬している自動車等を停止させ、運搬証明書の提示を求め、運搬証明書に記載された内容に従って運搬しているかどうかの検査等を行うことができる旨を規定しているところ、これらの権限を十全に行使するためには、警察が運搬が開始される前の段階で届出の内容を把握しておくことが必要となる。</p> <p>以上のような問題点を踏まえた代替案としては、札幌市が都道府県公安委員会へ届出に係る情報を提供するとともに、警察から災害の防止に必要な関係情報を収集し、火薬類による災害の防止等のために必要な指示を行うとするものが想定され得る。しかし、市と警察との連絡のため、現在の交付手続よりも届出から交付までの期間を要し、現行の運搬開始の日の一日前までという届出期限では間に合わず、届出期限を二日前あるいは三日前までに延ばす等の措置が必要となり、かえって申請者の利便性に反し、代替案としては現実的ではないと考えられる。</p>		a	<p>火薬運搬に関しては、先日の実務者協議や左記のご意見により、警察が情報を的確に把握し、災害の防止や公共の安全に努めている旨、また既に迅速なご対応をいただいている旨をご教示いただきましたので、現行制度を変更しただけなくとも結構でございます。なお、札幌コンテンツ特区では、撮影許可に窓口一元化を標榜しており、今後、届出が必要な火薬類の運搬案件につきまして、Film Sapporoに相談がなされることが多くあるかと思われまます。その際には、日頃の情報交換や事前のご確認、また場合によっては消防車の帯同などにより特段のご高配をいただけますと幸いです。</p>	規制の特例措置の要望については、札幌市の取り下げにより、協議終了。ただし運用に当たっては配慮。	I	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解（5/9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施、B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（5/18時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		省庁の最新見解	内閣府再整理（コメント欄） （6/1時点）	内閣府再整理 I～IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
札幌コンテンツ特区	480	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化② ◆道路法の特例（撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲）		D	-	-	道路法第47条の2第2項により、道路管理者を異にする2以上の道路に係る特殊車両通行許可申請については窓口の一元化が規定されている。したがって、自治体が提案する特殊車両通行許可申請の窓口の一元化について、申請経路に札幌市道を含む場合は札幌市の道路管理者が一元的に申請窓口となることができ、現行の法令で実施可能。 また、迅速な許可処分のためには、許可限度を算定するための情報を収録した道路情報便覧を活用すれば良いと考える。	a	4月18日の実務者レベル協議により、現行制度においても申請経路の選択や申請期間に一定程度の幅をもつことで、映像制作に係る特殊車両通行の問題が解消できることが理解できましたので、本件につきましては協議を終了させていただきたいと考えます。	D	指定自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	I
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の特例（撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和）		D		北海道から札幌市への権限委譲については、現行法においても対応できるため、自治体間で調整の上、委譲していただきたい。	d	札幌コンテンツ特区における提案は、特区ならではの特別な映像の撮影環境を提供することで、国内外の映像制作案件の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るものです。 ご指摘いただいたとおり、都道府県公安委員会への意見聴取については必要な手続であることを認識しており、許可手続に係る期間短縮、適切な安全確保については、権限委譲も含め北海道及び北海道公安委員会との協議が必要と考えております。 本提案では、火薬類使用許可等に要する期間の短縮という観点で、札幌市の市街化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離など現行法における安全基準を遵守しつつ実施することを条件に、当該エリアでの火薬消費において、同一事例の消費、変更申請等においては許可手続期間の短縮などの柔軟な対応を求めるとしております。 この検討にあたっては、まずは、地元の北海道及び北海道公安委員会との協議により特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議を行い、今秋までに適切な結論を見出したいと考えます。なお、当該協議にあたっては、制度を所管する経済産業省にも適切な関与をお願いいたします。	D	指定自治体の要望は必要な地元での調整を行うことで実現可能となるため、協議終了。ただし、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省は適切な関与を行うこととする。	I	
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の特例（撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和）		C		火薬類取締法では、火薬類の使用許可に当たっては、一般公共の安全の維持を任務とし、消費場所周辺における交通状況や他のイベント開催状況等を把握している都道府県公安委員会への意見聴取を必要としている。これに関し、自治体から、都道府県公安委員会への意見聴取に期間を要することが問題であるとの意見があったが、公安委員会への意見聴取は消費場所の周辺の保安を確保するために必要なので、意見聴取の期間について、北海道公安委員会と御相談いただき、自治体において期間短縮の方法を御検討いただきたい。 また、許可に要する期間の短縮のために、火薬類取締法の許可制を「届出制への移行」することは、前述の公安委員会による意見聴取の結果を含め、許可権限を有する自治体の判断を経なくても、事業者による火薬類の消費の安全性が確保されるとする根拠が不明であるため認められない。一方で、「同一事例の消費」における「即日許可などの柔軟な対応」については、北海道から札幌市への火薬類の消費許可に係る権限委譲を含めて、円滑に許可手続が進められるような方法を市において検討していただきたい。なお、検討にあたっては、自治体からの回答にあるように、有資格者の帯同や保安距離の確保等、現行の火薬類取締法における安全基準を遵守しつつ実施していただきたい。	d	札幌コンテンツ特区における提案は、特区ならではの特別な映像の撮影環境を提供することで、国内外の映像制作案件の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るものです。 ご指摘いただいたとおり、都道府県公安委員会への意見聴取については必要な手続であることを認識しており、許可手続に係る期間短縮、適切な安全確保については、権限委譲も含め北海道及び北海道公安委員会との協議が必要と考えております。 本提案では、火薬類使用許可等に要する期間の短縮という観点で、札幌市の市街化調整区域に火薬消費専用のエリアを設け、市消防局の協力を得て十分な消火体制を整えた上で、火薬取扱責任者の帯同や十分な保安距離など現行法における安全基準を遵守しつつ実施することを条件に、当該エリアでの火薬消費において、同一事例の消費、変更申請等においては許可手続期間の短縮などの柔軟な対応を求めるとしております。 この検討にあたっては、まずは、地元の北海道及び北海道公安委員会との協議により特定エリアでの火薬消費等に係る運用ルールについての協議を行い、今秋までに適切な結論を見出したいと考えます。なお、当該協議にあたっては、制度を所管する経済産業省にも適切な関与をお願いいたします。	C	指定自治体の要望は必要な地元での調整を行うことで実現可能となるため、協議終了。ただし、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省は適切な関与を行うこととする。	I	
札幌コンテンツ特区	481	撮影等映像制作に係る許認可権限の委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の特例（撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和）							E	指定自治体は、規制の特例措置の要望を取り下げたため協議終了。	IV	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能。E: 対応しない。F: 各省が今後検討。Z: 指定自治体が検討)							国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
札幌コンテンツ特区	482	◆航空法の特例(撮影済みフィルムに対する空港での航空保安検査(×線透視手荷物検査)の緩和及び窓口一元化)	<航空保安検査権限の一部委譲> ・各航空会社が行うこととされている航空保安検査の権限を、撮影済みフィルムに限って札幌市長にも付与して、札幌市長が検査を行う。空港では札幌市長の検査証を提示することで機内持ち込みを可能とする。 ・札幌市長の検査業務は、ロケコーディネーター会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とし、財団法人空港保安事業センターの空港保安研修などの教育訓練を受けた者を検査員とする。 ・検査方法は、フィルム缶の封印前、上記検査員が自視により行う。	◆航空法の特例(撮影済みフィルムに対する空港での航空保安検査(×線透視手荷物検査)の緩和及び窓口一元化)	国土交通省航空局空港安全保安対策課	航空法第86条、第100条又は同法第109条、同法施行規則第194条及び第210条	C	-	-	航空保安検査は、国際的にテロ対策が強化されている中、航空セキュリティの確保のために必要な水準で行うことが求められている。このため、国際的にも航空会社又は空港設置者等の業務上セキュリティの確保に責任を負うべき主体が行っているように、検査対象者からの明確な独立性が担保された者により実施されなければならず、我が国では、航空会社が、事業計画中の「航空機強取等防止措置」の一環として保安検査を実施しているところ。 ご提案のロケコーディネーター会社等が行うことは、検査対象者からの独立性が確保されないため適当ではない。 また、ご提案の保安検査方法については、封印後も不法な干渉を受けることがないよう適切な保安措置を講じることが必要であり、封印前の確認のみでは保安対策として不十分である。 なお、撮影済みフィルムに対する保安検査方法として、×線検査によらず、感光させないため暗幕を用いた開披検査を行うことも国の規程上認められており、航空会社と調整することにより、現行制度でも対応が可能である。		d	現行制度で対応可能とのことですが、現状は、暗幕を用いた開披検査も事前の相談で断られているケースもあります。現実には保安検査場近辺で暗幕を確保出来ないで別の場所で行う必要があります。このため、保安検査場での検査を受けなくとも、民間に委託して検査を行った検査済証を提示することで機内持ち込みを可能とする提案をしているところであります。 ×線検査によらず、感光させないため暗幕を用いた開披検査を行うことについては、その円滑かつ確実な実施について各航空会社に同意いただけるよう、国土交通省におきましてご協力いただきますようお願いいたします。 また、事前検査についてもご検討いただきたく、その責任の所在を札幌市認定のリエゾンオフィサーとし、その保安検査済み確認と違法対策について、国土交通省、札幌市及びFilm Sapporoで共に考えさせていただきたくお願いいたします。	暗幕検査の円滑かつ確実な実施について、各航空会社と調整するため、国土交通省の適切な関与が必要。	II
札幌コンテンツ特区	484	◆自然公園法関係(撮影に係る国立公園・国定公園使用許可等の窓口一元化)	<国立・国定公園使用許可窓口の一元化> 撮影のための国立・国定公園の使用許可申請又は届出について札幌市が相談を受け、環境大臣若しくは都道府県知事に直ちに引き継ぐ。	◆自然公園法関係(撮影に係る国立公園・国定公園使用許可等の窓口一元化) (支庁洞爺国立公園の一部が札幌市内に位置している)	環境省自然環境局国立公園課	自然公園法	①D ②E	-	-	平成24年2月28日に行われた札幌コンテンツ特区に係る実務担当者レベル打合せにおいては、①「少人数かつ機材も小型であり工作物も使用しないようなごく小規模な撮影の許可不要」、②「札幌市が認定した有償ガイドが手続きを一元的に行う(調整及び決裁権)」という提案例が示された。 その際に説明のとおり、①工作物を使用しない場合にはそもそも自然公園法の手続きが必要がないこと、②事前の調整は場合によっては認定を受けたガイドが行うことも考えられるが、国立公園の管理については国が直接的に行うべきものであるため、許可が必要な行為を行う場合、その許可行為を自治体である札幌市の認定した有償ガイドが行うことは適当ではない旨返答したところ。 そのため、①については現行法令で対応可能であり、②については対応できない。		d	①は現行制度で対応可能、②は対応できないのご回答ですが、実際の自然公園の使用許可にあたっては、窓口による差し戻しにより、許可の日程がずれ込み、撮影の開始が遅れる事態が生じています。リエゾンオフィサーが使用許可申請について円滑に調整し、映像制作事業者の要望に迅速に対応するためには、ロケーションに係る国立公園使用許可の基準と迅速な許可処分を行うための運用方針等が、明確に示されていることが必須と考えられており、検討をお願いいたします。 ロケーションに係る各種許可申請等に関する手続の迅速化等の実現については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、ロケーションに係る国立公園使用許可の基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、個別具体的な内容の調整につきましては、個別及び関係省庁のご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	ロケーションに係る自然公園の使用許可に当たっては、弊害が生じている事例がある旨、札幌市から回答されている。ロケーションに係る国立公園の使用許可基準の策定、迅速な許可処分を行うための運用方針及びロケーションに係る各種許可申請書の共通化等の協議事項について、札幌市より具体的な事例や弊害を示した上で、詳細かつ個別具体的な協議が必要。	II
札幌コンテンツ特区	485	◆有償ガイドを核としたロケーションコーディネーターの新たな仕組みづくり	・ロケーションコーディネーターに有償ガイド制を導入し、特区一元化窓口(札幌市長)への登録制とする。 ・有償ガイドは、ロケーションコーディネーターに係る十分な実績を有し、所定の研修を受講した者に資格を付与する。 ・収益の中の一部を交通安全推進団体や環境保全団体・環境系NPO等に寄付することを通じ、ロケ地の環境保全のために還元される仕組みを設ける。 ・有償ガイドは、ロケーションコーディネーターや撮影ルール遵守のための監視のほか、査証取得、在留期間更新、撮影許可手続などの代行業務、撮影許可審査業務、撮影済みフィルムの航空保安検査業務などを行う。	◆有償ガイドを核としたロケーションコーディネーターの新たな仕組みづくり	国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課	通訳案内士法第2条総合特別区域法第43条2項	D	-	-	札幌市が提案する「ロケコーディネーターや撮影ルール遵守のための監視のほか、査証取得、在留期間更新、撮影許可手続などの代行業務、撮影許可審査業務、撮影済みフィルムの航空保安検査業務」については、通訳案内士法第2条に定める通訳案内士の業務(「外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする」)に該当しないものと考えられる。一方、札幌市の提案から、有償ガイドの業務に係る記述「など」については、文面からはその内容が明らかではないが、仮にロケ地に係る「旅行に関する案内」(通訳案内士法第2条)を、報酬を得て、業として行うことが含まれるのであれば、総合特別区域法第43条2項の規定に基づいて、札幌市において「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を行う必要がある。 ※通訳案内士に限る部分のみ記載。		d	通訳案内士法第2条に定める通訳案内士の業務については、実務者レベル打合せの場において、シナリオやロケハンと呼ばれる制作前段階における監督や撮影スタッフの案内等業務を目的としたものは、観光類似ではあるが余暇としての旅行ではなく、同法の業務に該当せず、一方映像放映後有名になった観光地の案内であれば同法の業務に該当するなど一定の明確化がなされたことから、同法の業務に該当するものについては、ご相談させていただきます。また、「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を行うこととしたいと思っております。	地域活性化通訳案内士制度の実現に向け、研修内容等について引き続き協議が必要。	II
札幌コンテンツ特区	487	◆道路運送法の特例(有償ガイド等が有償で撮影スタッフを車両輸送する場合の道路運送法適用除外)	ロケコーディネーター(有償ガイド含む。)が撮影スタッフの車両輸送を有償で行う場合においては、道路運送法上の適用から除外し、国土交通大臣への許可申請や運賃届出を不要とする。	道路運送法の特例(有償ガイド等が有償で撮影スタッフを車両輸送する場合の道路運送法適用除外)	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第6条	C	-	-	自治体は、ロケコーディネーター(以下「ガイド」という。)が最低車両数以上のバス車両を保有することが困難なことを理由として、ロケ地を案内するガイドが貸切バス事業を実施できるように、道路運送法第6条(審査基準)に係る運用(最低車両数)の緩和を希望しているが、最低車両数は輸送の安全を確保する上で必要であり、緩和はできない。 また、天候の影響等による撮影時間の延長により、ロケ地との輸送に従事するバス運転者の拘束時間等が長時間化することが想定されるが、バス運転者には厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に基づき、拘束時間、休憩時間、運転時間について基準が定められており、改善基準告示を超えて運転業務に従事することはできないため、1回の輸送に2人の運転者を従事させる必要も生じることが容易に想定される。 単数のガイドでは最低車両数以上のバス車両や改善基準告示を満たせる運転者を確保することが困難であれば、複数のガイドによって協業化したうえで貸切バス事業許可申請をすることも可能であることから、輸送の安全を確保する上ではむしろガイドの協業化の可能性を検討すべきと考える。 さらに、自治体は、ロケ場所の設定等に臨機応変な対応が求められることから、予め営業区域を設定することも困難との理由で、貸切バス事業許可等申請時に事業計画への営業区域記載内容の緩和も希望しているが、営業区域は営業所での運転者の運行管理や車両の整備管理の確実な実施を図るため、道路運送法第20条において、営業所が存在する営業区域を発地又は着地とする旅客のみを運送することができるとしているものであり、営業区域規制を緩和することは輸送の安全確保を図る上で困難である。 しかし、ロケ場所が営業区域以外の地域であっても、旅客である撮影スタッフ等が最初に乗車する地域(発地)又は最後に降車する地域(着地)が営業区域内であれば適法な運送となるため、現行制度において十分実施可能である。 なお、ガイドがロケ地を案内する場合に貸切バス事業の許可を取得する必要はなく、また、改善基準告示や営業区域規制等を含め、自ら実施できない運送については、実施可能な既存の貸切バス事業者等に依頼することで運送は可能である。		d	貸切バス会社とロケーションコーディネーター会社が保有するバスが本質的に異なる事を留意いただきたいと思います。 撮影の場合、大型バスは機動性から殆ど使用されません。マイクロバスやワゴン車が主流で、機材の固定や衣装棚の運搬等に考慮し、特別に後部ドアを親身開けにしたり、固定器具を装備したり、メイク設備を完備したりとの特殊加工が必要になります。 また撮影場所は、観光地だけでなく、地番の無い場所や隠れスポットの場所も多く、一般のバス乗務員では知識を有さないのが現状です。それ故にロケーションコーディネーター会社が線ナンバーを取得しております。 しかし北海道の場合には東京と異なり、零細企業が多いことから指定の台数を保有するまで車両や従業員を確保できる業者は少なく、最低保有台数を一台とする必要があります。また協業のご提案をいただきましたが、撮影行為は、場所や撮影の対象物、出演者等の情報管理が極めて重要であり、また案件毎に利益率や単価も異なることから利益配分の観点からも協業という状況は、困難と恐われます。 安全確保を第一に考えているのは、国交省と同一ですが、北海道という地理的に特殊な地域で撮影という特殊な環境下での状況を勘案していただいた安全管理ルールを共に考えさせていただきたくお願いいたします。 以上については、平成24年秋までに一定の結論を得たいと考えています。つきましては、今春から今秋にかけて、国と地方の協議会の会議の場で引き続き協議を行わせて頂きたいと考えます。また、これと平行して個別具体的な内容の調整につきましては、ご担当者等を交えた打ち合わせ等を継続的に行わせていただきたいと思います。	国土交通省から提案された代替措置については、事業者による事業実施の観点から困難な点がある。ロケーションに用いられる車両の特殊性や、当該車両の運行の特殊性を踏まえ、最低車両数の緩和等について、安全性を確保した上で実現可能か、引き続き協議が必要。	III
札幌コンテンツ特区	488	◆道路交通法の特例(撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通行禁止、通行制限を警察官以外の者=有償ガイドに認める。)	事前に管轄警察署長の許可を得て、撮影に係る一定時間のみ道路の通行を禁止・制限する場合には、有償ガイドに通行規制をさせることを認める。また、通行禁止、通行制限を実施する道路においては、安全を確保した上で、撮影に必要な範囲でシートベルトの着用義務などを緩和する。	◆道路交通法の特例(撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通行禁止、通行制限を警察官以外の者=有償ガイドに認める。)	警察庁交通規制課	道路交通法第5条、第77条	D	-	-	実務者レベルの打合せにおいて、「有償ガイド」による交通誘導については、一定の条件下、警察官の補助的な立場で行われることは現行法でも問題ない旨説明し、御理解いただいたものと承知しています。 また、シートベルトの着用に関する緩和についても、「道路使用許可の効果で全ての規制が解除されるものではなく、道路交通法に定められているルール以外の方法を含めた撮影を行う場合には、それも含めて審査し、許可している」旨説明し、御理解いただいたものと承知しています。		d	警察官に立会いをしていただけることはむしろ望ましいことです。「リエゾンオフィサー」による交通誘導について、一定の条件下、警察官の補助的な立場で行うことができる旨ご説明いただけており、この条件等について、引き続き協議させていただきたいと思っております。その判断基準としてリエゾンオフィサーが「Film Sapporo」を介した案件を優先するというコンセプトをいただけてますとのお円滑なロケが推進されます。上記のリエゾンオフィサーは他のビル警備や機械警備をするのではなく、撮影に特化して警備を行うものです。また撮影の特性(いつカメラが回っていて、いつならば問題ないか/機材の名称や機材の特性/有名な人の扱いなど)一般の警備員が持ち合わせない知識を必要とするところをご考慮のうえ、『交通規制を伴うロケ撮影を他地域よりも行いやすくする』ルール作りを共に考えさせていただきたくお願いいたします。 なお、シートベルトの着用に関する緩和についても、道路使用許可の審査に関する知見を共有する中で、引き続き協議させていただきたいと思っております。	交通規制の際に、有償ガイドをガードマンとしての活用することについては、具体的な運用体制の構築について引き続き協議が必要。シートベルトの着用に関する緩和については、道路使用許可に関する協議とあわせて引き続き協議。	II

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
札幌コンテンツ特区	482	◆航空法の特例(撮影済フィルムに対する空港での航空保安検査(X線透視手荷物検査)の緩和及び窓ロー化)		D	-	-	実務者レベルの打ち合わせの場において、「暗幕を用いた開披検査の円滑かつ確実な実施について協力して欲しい」とのご提案をいただいているところです。空港で行われている保安検査の主体は航空会社であり、多くの場合、当該空港に就航している航空会社で構成される協議会が警備会社と契約し、保安検査を実施しています。国内定期航空保安協議会が監修した保安マニュアルによれば、お客様が暗幕を持参し、開披検査を希望すれば、X線検査によらない検査を可能としており、航空会社にも確認したところ、希望されれば開披検査を実施しているとの回答を得ているところです。以上を踏まえ、当方よりご利用する空港の担当者を紹介した上で、貴団体において、直接調整されることを提案いたします。	a	4月18日の実務者レベル協議を踏まえ、貴省より、「新千歳空港」及び「丘珠空港」の各航空会社の担当者をご紹介いただき、今後、X線検査によらない撮影済フィルム等の保安検査の実施について協議を進めることとしております。今後、各航空会社との保安検査の運用に係る協議・調整を行いますが、疑義等が生じた場合につきましては、貴省におかれましては適切なご対応をよろしくお願い申し上げます。	D	指定自治体の要望は航空会社との調整を行うことで実現可能となるため、協議終了。	I
札幌コンテンツ特区	484	◆自然公園法関係(撮影に係る国立公園・国立公園使用許可等の窓ロー化)		①D ②E	-	-	○弊害が生じている事例があるとされているが、示されている事例は国立・国立公園区域外であるなど、具体的な内容が不明瞭。 ○許可の基準は自然公園法において示されている。 ○まずは、提案者である札幌市等が北海道地方環境事務所と、自然公園法の取扱いについて、北海道管内において困っているとされている具体的な事例等を相談していただきたい。 ○その上で、自然公園法の制度上の問題点があるのであれば、本省においても相談をお受けする。	a	4月19日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、地元の映像関係者とともに北海道地方環境事務所と自然公園法の取扱いや使用許可基準に関する知見の蓄積、許可手続の迅速化に向けた協議を進め、今秋までに一定の結論を得たいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願い申し上げます。	①D ②E	指定自治体は、撮影に係る自然公園の使用に係る許可手続の迅速化等について、今秋に一定の結論を得ることを目標に、北海道地方環境事務所と個別具体的な協議を行うこと、環境省本省は必要に応じて協議に協力すること。	II
札幌コンテンツ特区	485	◆有償ガイドを核としたロケーションコーディネートの新たな仕組みづくり		D	-	-	前回の札幌市からの回答を踏まえ、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業についての相談を受け、調整しているところ。しかしながら、貴市からの事業計画の中にある他の法令に基づく特例については、貴市において別途規制当局と調整をする必要があるものと認識。そのほか、地域活性化総合特別区域通訳案内士の質の担保をはじめとする事業の円滑な実施に向けて、あらかじめ貴市において関係各所と調整の上、計画を提出されたい。	a	電話、メールでの実務者レベル協議をさせていただき、本提案が別途規制当局と調整を行う必要が無い旨、質の担保をはじめとする事業の円滑な実施に向けて、あらかじめ関係各所と調整を行った旨認識いただいたと理解しております。今後5月末に予定されている総合特区計画の認定申請に向けて、貴庁のご指導の下計画を提出したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。	D	指定自治体の要望は実現可能となったため、協議終了。	I
札幌コンテンツ特区	487	◆道路運送法の特例(有償ガイド等が有償で撮影スタッフを車両輸送する場合の道路運送法適用除外)		C	-	-	自治体は、ロケーションに用いる車両の特殊性や運行の特殊性に加え、北海道の場合は零細企業が多く最低車両数や従業員を確保できる業者が少ないことを理由として、最低車両数を1台とする道路運送法第6条(審査基準)に係る運用(最低車両数)の緩和を希望しているが、既に札幌市に存在するロケーション事業者は、ロケ用に改装された車両を含め最低車両数の要件を満たしたうえで事業許可を取得し運行している事実がある。 他方、「撮影という特殊な環境下での状況を勘案した安全管理ルールを共に考えさせていただきたい」としているが、天候の影響等による撮影時間の延長により、ロケ地との輸送に従事する運転者の拘束時間等が長時間化することや、撮影機材の運搬・ケータリングの手伝い、演者の待機場所としてのバス車両の提供等によって、運転者は休憩時間も十分に確保できなくなることが容易に想定される等、一般の貸切バス事業者よりも厳しい労働環境となるため、交替運転者を確保する等の必要があるが、そもそも零細企業が多く従業員を確保することもできない状況で如何に安全を確保しようとする計画しているのが全く説明されていない。 安全確保の観点からは、そのような事業者を無理に貸切バス事業者とすることは、一般的に適当ではないと考えられる。 また、自治体は、撮影場所が地番のない場所や隠れスポット的な場所にあり、一般のバス乗務員では知識を有さないため、ロケーション事業者が事業許可を取得しているとしているが、ロケーション事業者が旅客運送事業許可を取得しなくても、ロケーション事業者がガイドとして同乗することで、撮影場所への案内などは十分に可能と考えられる。 加えて、当省がロケーション事業者や小型のバス車両を保有する一般の貸切バス事業者が存在することを前提として行った「実施可能な既存の貸切バス事業者に依頼することで運送は可能である。」との提案に対して、特に既存のロケーション事業者に依頼できない理由は示されていない。 以上のような状況を踏まえると、既存のロケーション事業者は現行の基準を満たして事業を行っているにもかかわらずロケーション事業者が車両や従業員を確保できない理由、自治体によるロケーション事業者への支援策、既存のロケーション事業者や貸切バス事業者に依頼できない理由、そのような状況下における事業者が輸送の安全を確保するための対策と実効性について適切に説明して頂かなければ、提案内容の実現可能性を再検討することは困難である。	d	本提案は、既に札幌市で事業許可を取得しているロケーション事業者の意見も踏まえたものです。(ロケーション会社にはロケーション事業者も含まれます。) 現行制度は観光等の旅客運送を行う一般のバス事業を想定したものと見受けられ、ロケーション事業者にとっては馴染みにくい仕組みとなっています。その一つが最低車両数です。ロケーション事業者としてはロケーションを1台ないし2台で運営することが事業規模として適正であったとしても、事業許可を取得するためには、さらに1台ロケーションを保有する必要があり、その維持費が経営を圧迫します。たとえば車両保有台数が1台であっても、ドライバーが複数存在すれば安全運行は可能であり、車両保有台数と運行の安全は分けて考えることができるものと思われます。 また、北海道の場合には、一度、ロケ場所に到着したら、基本的には近隣のホテルとロケ場所の移動に留まり、極端に移動距離が狭まります。「長距離移動の日」「短距離移動+ロケ」の日が明らかに区別されており、ロケーションのドライバーについては、ロケ中の大部分は運転ではなく待機時間であり、昼食、夕食時など定期的にケータリングの手伝いに従事しています。このため貴省のご回答のように極端に過酷な労働環境であるとは捉えておりません。これは、待機時間と運転時間がはっきりわかるような勤務表、運行管理表を提出することで確認可能と思われるますが、そのためにはドライバーの勤務体系を柔軟に設定できる仕組みとする必要があろうかと思われます。 ただ、本特例の提案に関しては、札幌市としても制度についての理解が不十分であったり、ロケーションを保有するロケーションコーディネーター会社の事業についての説明が不足していたものと認識しており、また、本特例は札幌コンテンツ特区の区域内のみで運用しても十分な効果が得られるものではないため、まずは、地元の北海道運輸局と間で本制度とロケーションを保有するロケーションコーディネーター会社の事業についての理解を深めた上で、今後、特区の区域の拡大に合わせて再提案させていただきたく思います。	C	要望の実現に向けて、指定自治体はロケーションの運行実態について更に整理を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で、秋以降に改めて関係省庁と協議を行うこと。	IV
札幌コンテンツ特区	488	◆道路交通法の特例(撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通行禁止、通行制限を警察官以外の者=有償ガイドに認める。)		D	-	-	実務者レベル打合せ(5月18日)において、改めて現行制度で対応することを確認したところです。今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願い申し上げます。	a	5月18日の実務者レベル協議を踏まえ、今後、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と相談しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、本協議において制度上の疑義が生じた場合には貴省にご協議させていただきたいのでよろしくお願い申し上げます。	D	指定自治体は、道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と協議すること。警察庁は必要に応じて協議に協力すること。	II